

文教大学専攻科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学学則（以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、文教大学専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者に対して、精深な程度において特別な専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(組織)

第3条 専攻科に、文教大学（以下「本学」という。）の教育学部を基礎とする教育専攻科教育学専攻を置く。

(定員)

第4条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

教育専攻科 教育学専攻 15名

(教員)

第5条 専攻科の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として当該学部の教授、准教授及び講師の中からこれに充てる。

(運営組織)

第6条 専攻科の運営は、当該専攻科の基礎となる学部教授会がこれに当たる。

(審議事項)

第7条 学部教授会は、専攻科の運営に関し、次の事項を審議する。

- (1) 学科課程及び試験に関する事項
- (2) 課程修了の認定に関する事項
- (3) 指導教員に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、休学及び除籍に関する事項
- (5) その他専攻科に関する重要事項

(教育専攻科会議)

第8条 専攻科に教育専攻科に関する事項を検討するため、教育専攻科会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議の構成員は、教育専攻科の授業担当者とし、授業担当者が非常勤講師の場合は、教育学部の専修から推薦された専任教員を充てる。ただし、学長は、構成員とはならないものとする。
- 3 会議は、教育専攻科の運営に関する事項を教育学部教授会に提案する。

(教育専攻科運営委員会)

第9条 教育専攻科に教育専攻科の運営に関する企画及び立案のため、教育専攻科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、会議の構成員から教育専攻科長を含めた5名で構成する。
- 3 委員の選出方法は、教育専攻科長の推薦に基づき、会議の議を経て、教育学部教授会で決定する。

- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 運営委員会は、教育専攻科の運営に関する事項を会議に提案する。
- (学年、学期及び休業)

第10条 専攻科の学年、学期及び休業日に関しては、学則第49条、第50条及び第51条を準用する。

(修業年限)

第11条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科には、2年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び履修方法)

第12条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 専攻科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表〔1〕のとおりとする。

(課程修了の認定)

第13条 各履修授業科目の単位認定試験に合格し、30単位以上を修得した者に対しては、修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第14条 専攻科において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

専攻科	専 攻	教育職員免許状の種類・教科
教育専攻科	教育学専攻	小学校教諭専修免許状

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定められた所定の単位を修得しなければならない。

(入学資格)

第15条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の選考及び手続)

第16条 入学志願者については、選考の上入学を許可する。

- 2 入学者の選考及び入学の手続については、別に定める。

(休学及び退学)

第17条 休学及び退学については、学則第28条から第33条までを準用する。

(授業料等)

第18条 専攻科の授業料、入学金及び入学検定料については、別に定める。

(賞罰その他の規程の準用)

第19条 賞罰その他この規程に定めのない事項については、学則その他の本学の諸規程を準用する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃については、当該学部教授会及び大学審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表〔1〕 教育専攻科授業科目

課程	授業科目		単位	履修方法	
				必修	選択
教育専攻	「授業づくり力」科目群	授業づくり実践論	2		2
		国語科実践論	2		2
		社会科実践論	2		2
		算数科実践論	2		2
		理科実践論	2		2
		生活科・「総合的な学習の時間」実践論	2		2
		音楽科実践論	2		2
		図画工作科実践論	2		2
		家庭科実践論	2		2
		体育科実践論	2		2
		「外国語活動」・外国語科実践論	2		2
		道徳科実践論	2		2
	「学級づくり力」科目群	学級づくり実践論	2		2
		児童理解実践論	2		2
		児童支援実践論	2		2
	「教育課題解決力」科目群	特別活動実践論	2		2
		特別支援教育実践論	2		2
		教育におけるICT活用実践論	2		2